

税務関係者の間でよく話題にのぼるのが Amazon.com (以下、「アマゾン」という) の課税問題だ。

アマゾンは、千葉県に100%子会社のアマゾンジャパン合同会社という巨大な配送センター(倉庫)を持ち、わが国でネット販売ビジネスを展開しているが、倉庫は恒久的施設(以下、「PE」という)には当たらないということで、その事業所得は日本の課税権に服さない、つまり法人税を納付していないといわれている。もっとも、2009年に東京国税局は、倉庫をアマゾンのPEとして課税処分を行った。その後日米協議となり、結果は公表されていないものの、アマゾンがSECに提出した報告書からは、多少の税負担は生じているようなニュアンスも読み取れるが、基本的に法人税負担はしていないといわれている(詳細不明)。

同合同会社は日本法人なので当然その所得は課税されるが、アマゾンと問屋契約(コミッションネア契約)をしており、ほぼコストに見合う委託手数料をもらうので、そこにもほとんど課税は生じない。

この問題については、わが国だけでなく先進国共通の問題として、OECDのBEPS(税源侵食と利益移転)プロジェクトで議論され、2015年秋の最終報告書では、行動7「人為的にPEの認定を逃れることを防止するために、租税条約のPEの定義を変更する」とされ、アマゾンの持つ多機能倉庫はPE認定して課税できることとなった。今後、わが国と米国との租税条約の問題として議論されよう。

ところで、今はやりのシェアリングエコノミーにも、全く同じ問題が生じている。

配車サービスのウーバー・テクノロジーズは、配車サービスというプラットフォームを提供して収益を上げているが、実際にサービスを提供

する国に(PRやクレームの会社はともかく)PEとなる支店などを置く必要はない。さらに、その中核ビジネスモデルである無形資産を、低税率国やタックスヘイブンに移せば、租税を容易に回避することが可能だ。米国に本社を置くウーバーは、すでに事実上のタックスヘイブンであるオランダに中間持株会社を作って、そこに無形資産を移しているといわれている。アップルやグーグルの、ダブルアイリッシュ・ダッチサンドウィッチのスキームが思い出される。

民泊サービスのエアビーアンドビーも、わが国の多くの国民が利用しているが、その本社は米国にあり、彼らが日本のホスト(宿の提供者)やゲスト(宿泊者)から徴収する手数料に対してわが国当局は法人税の課税権を持ってはいない(消費税は別)。

このようなプラットフォーム提供企業は、そこで働く人々、空きスペースを貸すホスト、ゲストの双方から手数料をとるいわば「胴元」である。肝心の「胴元」に一国の課税権が届かないという状況

は、デジタルエコノミーに税制がついていけないということである。

一方、ウーバーやエアビーアンドビーは、いわゆる「ユニコーン企業」(企業の時価総額が10億ドル(約1,100億円)以上で、非上場のベンチャー企業)と呼ばれ、新たなビジネスチャンスと雇用機会を創出している。また、そこで働く人々も、専門的知識や経験を持つ者が、組織にとらわれることなく仕事をみつけることができたり、遊休資産を活用するという社会的なメリットがある。

こう考えると、シェアリングエコノミーの健全な発展を阻害しないようしつつ、適正・公平な課税が行われるための検討を進めていくことが必要ではないだろうか。BEPS IIとして国際的な検討が望まれる。

税制之理

122

第

回 シェアリングエコノミー

の課税問題

森信茂樹

中央大学法科大学院教授 東京財大 上席研究員